

安芸市障害者計画（第7期）・障害福祉計画（第8期）・障害児福祉計画（第4期）  
策定支援業務 仕様書

1 業務名

安芸市障害者計画（第7期）・障害福祉計画（第8期）・障害児福祉計画（第4期）策定支援業務

2 業務の目的

本業務は、障害者基本法第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項及び、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、関連法令や制度等の改正を勘案して、本市の障害者の状況等を的確に把握するとともに、本市が取り組むべき課題や障害福祉施策の方向性、サービス見込量等を定める「安芸市障害者計画（第7期）・安芸市障害福祉計画（第8期）・障害児福祉計画（第4期）」を策定することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

4 業務内容

[令和7年度の業務内容]

(1) 実態把握調査の実施

- ・「住民アンケート調査」として、障害者の生活実態や福祉サービス等の利用状況・利用意向、今後の施策展望を把握するための調査項目を検討・提案すること。また、包含計画策定のための調査項目についても検討のうえ、提案を行うこと。
- ・「関係団体等アンケート調査」として、障害福祉に関わる団体等の活動状況や活動を通じた福祉課題、今後の施策展望を把握するための調査項目を検討・提案すること。
- ・調査対象者がより回答しやすい調査票となる構成を検討すること。また、文字の大きさやフォント、表現の方法を工夫する等、回答者に配慮した調査票を設計すること。
- ・調査票回収後は、本市の課題を特定できるように、単純集計及び属性別クロス集計等を行うこと。なお、集計項目及び分析方法は委託者と協議のうえ、決定すること。
- ・上記の集計・分析結果をふまえ、要点をとりまとめた調査結果報告書を作成すること。報告書を作成する際は、表・グラフ等を用いた分かりやすいレイアウトを検討すること。

# ① 住民アンケート調査

## <調査内容>

| 対象    | 障害者調査                                                                                                                                                                                                                                                                      | 障害児調査                                                                                                                                                                                            |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳所持者（18歳以上65歳未満）</li> <li>・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証所持者（18歳以上65歳未満）</li> <li>・難病患者（18歳以上65歳未満で行政機関へ情報提供を同意している方）</li> <li>・特別児童扶養手当受給者（18歳以上20歳未満）</li> </ul> 以上、約450人（無作為抽出）                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳所持者（18歳未満）</li> <li>・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証所持者（18歳未満）</li> <li>・特別児童扶養手当受給者（18歳未満）</li> <li>・障害福祉サービス利用者（18歳未満）</li> </ul> 以上、対象者全員（※約50人程度） |
| 設問    | ・市町村の独自項目（委託者と協議のうえ、調査項目を設定）                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                  |
| 方法・期間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送調査</li> <li>・調査実施予定時期：令和8年1月（3週間程度を想定）</li> </ul>                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                  |
| 発送物   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇障害者用（A4判中綴じ製本、両面印刷、上質紙・1色刷り、20頁以内）</li> <li>◇障害児用（A4判中綴じ製本、両面印刷、色上質紙・1色刷り、20頁以内）</li> </ul> </li> <li>・発送用封筒（角2クラフト封筒）</li> <li>・返信用封筒（角2クラフト封筒、2つ折り加工、テープ付き）</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                  |

## <調査業務の役割分担>

| 業務内容                                                   | 委託者 | 受託者 |
|--------------------------------------------------------|-----|-----|
| 調査内容の検討・設計、調査票（2種）の作成・印刷                               |     | ○   |
| 発送用封筒及び返信用封筒の作成・印刷                                     |     | ○   |
| 郵便申請（料金受取人払承認番号の取得）                                    |     | ○   |
| 調査対象者のデータ抽出、対象者名簿の作成                                   | ○   |     |
| 宛名ラベルの作成・貼付、調査票の封入・封緘<br>※発送直前の除外対応を含む                 |     | ○   |
| 調査票の発送 ※発送・返送に係る郵送費の負担を含む                              |     | ○   |
| 調査票の回収、開封・ナンバリング作業                                     | ○   |     |
| 回収済み調査票のデータ入力 ※回収率40%を想定<br>※ベリファイ入力等、データの確認作業を実施すること。 |     | ○   |
| 集計・分析（単純集計、属性別クロス集計、設問間クロス集計、前回比較等）、自由記述等のとりまとめ        |     | ○   |
| 調査結果報告書（合冊）の作成                                         |     | ○   |

## ② 関係団体等アンケート調査

### < 調査内容 >

|       |                                                                          |
|-------|--------------------------------------------------------------------------|
| 対象    | ・本市の住民が利用する市内の障害福祉サービス事業所、障害児支援サービス事業所、地域生活支援事業提供事業所、相談支援事業所<br>以上、約10か所 |
| 設問    | ・市町村の独自項目（委託者と協議のうえ、調査項目を設定）                                             |
| 方法・期間 | ・Web調査（委託者によるメールでの配付・回収を想定）<br>・調査実施予定時期：令和8年1月（3週間程度を想定）                |

### < 調査業務の役割分担 >

| 業務内容                                               | 委託者 | 受託者 |
|----------------------------------------------------|-----|-----|
| 調査内容の検討・設計                                         |     | ○   |
| 調査の実施（委託者によるヒアリング調査）                               | ○   |     |
| 回収済み調査票のデータ入力 ※10件程度<br>※ベリファイ入力等、データの確認作業を実施すること。 |     | ○   |
| 集計・分析（単純集計、属性別クロス集計、設問間クロス集計、前回比較等）、自由記述等のとりまとめ    |     | ○   |
| 調査結果報告書（合冊）の作成                                     |     | ○   |

## ③ 留意事項

- ・本市へ返送された調査票は、委託者と協議のうえ、個人情報保護に配慮した方法で受け渡しを行うこと（原則として、受託者の社員が来庁し手渡しで受領することを想定）。また、調査票の受け渡しについては、委託者の指示に基づき、最低2回の回収を見込むこと。
- ・調査票一式は、業務終了後すべて返却すること。

## （2）現状分析

- ・現行の「安芸市障害者計画（第6期）・障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）」において設定した基本目標に基づき、計画内に記載された施策について施策評価シート等を作成することで、その内容を評価するとともに、新たな計画策定に向けての課題及び方向性の検討を行うこと。また、必要に応じて、各課へのヒアリング調査を実施すること。

## （3）成果品

- ・入力データ及び集計データ（Excelデータ）
- ・調査結果報告書（WordまたはExcelデータ及びPDFデータ）
- ・その他本業務で作成・使用したデータ一式（電子データ） ※CD-R 1枚を納品すること。

## [令和8年度の業務内容]

### (1) 現状分析

#### ① 障害福祉に関する現状分析

- ・本市の上位計画や関連計画等を参照することで、社会経済的特性や地域福祉資源の整備状況、本市の障害者を取り巻く状況等について整理すること。

#### ② 国及び都道府県、他市町村等の動向把握・情報提供支援

- ・国及び都道府県、他市町村等の動向を把握・分析すること。
- ・必要に応じて、他市町村における先進事例等について、情報提供を行うこと。

### (2) 人口推計及びサービス見込量の検討

- ・人口及び対象障害者数の将来推計を行うこと。
- ・現状分析の結果等を活用し、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の見込量を算出すること。推計値や見込量については、複数回推計を行う必要があると想定されるため、その都度修正作業に対応すること。

### (3) 計画の策定支援

- ・各種調査の実施結果、現状分析をもとに、本計画策定にあたっての課題をとりまとめ、分析すること。また包含計画に関連する現状分析や、委託者によるアンケート調査等の実施結果についても、課題のとりまとめ、分析等を行い、必要に応じて、計画案に掲載すること。計画全体の構成や内容等について包含計画の趣旨をふまえた助言を行うこと。
- ・計画の基本視点、具体的施策や事業の展開案を検討すること。
- ・委託者と協議のうえ、必要に応じて施策の実行評価が可能となるような数値目標及び指標を設定すること。
- ・計画書骨子案、計画書素案及び計画書成案、計画書概要版を作成すること。

※計画書成案及び概要案は、ユニバーサルデザインの視点をもって作成し、誰にでも分かりやすい資料となるよう配慮すること。

### (4) パブリックコメントの実施支援

- ・委託者においてパブリックコメントを実施する際、実施方法やとりまとめ方法についての助言を行うこと。
- ・パブリックコメントによる意見を集約するとともに、必要に応じて計画書素案に反映すること。

### (5) 策定委員会の運営支援（4回程度、平日夜間2時間程度を想定）

- ・会議資料を作成し、会議1週間前には校了データを提出すること。
- ・本業務に主として関わる研究員が策定委員会に出席し、運営支援（必要に応じて、資料説明や質疑対応等を含む。）を行うこと。
- ・会議終了後2週間以内に、会議録を作成すること。
- ・事前に、計画策定及び会議実施に向けた委託者との協議を行うこと。

## (6) 成果品

- ・計画書素案＜パブリックコメント用＞（WordまたはExcelデータ及びPDFデータ）
- ・計画書成案（WordまたはExcelデータ及びPDFデータ）
- ・計画書概要版（WordまたはExcelデータ及びPDFデータ）
- ・その他本業務で作成・使用したデータ一式（電子データ） ※CD-R 1枚を納品すること。

## 5 その他

### (1) 本業務の実施に伴う留意事項

- ・本業務の履行に係る打合せは、実施時期に応じて対面、電話、メール等で行うこと。また、打合せの結果については、受託者が記録・整理のうえ、打合せ終了後速やかに提出すること。
- ・本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について委託者と協議すること。
- ・仕様書の詳細に係る事項や仕様書に定めのない事項は、技術上必要と認められる事項について、受託者の責任において補充するものとする。また、業務遂行にあたって疑義・変更が生じた場合は、対応方法等について委託者と協議するとともに、協議結果をもとに誠意を持って対応すること。
- ・第三者が所有するイラスト、写真等を使用する場合は、受託者の責任において著作権処理等を行うこと。委託者が制作したデータやイラスト等の二次利用については、委託者と協議のうえ、許可された範囲内で使用すること。
- ・本業務のすべての成果品に係る著作権・版權等の権利は委託者に帰属する。受託者において責任をもって校正した後、委託者の確認・承認を受けること。業務委託終了後に成果品の誤りや不備が発見された場合は、委託者と協議のうえ、修正対応を行うこと。
- ・今後の法改正に伴い、国及び都道府県の方針等に変更が生じた場合は、可能な限り対応すること。
- ・委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず委託者に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応すること。

### (2) 業務受託体制に関する留意事項

- ・本業務に主として関わる研究員は、受託者の常勤職員であること。（契約締結時に常勤職員であることを証するものを提出すること。）
- ・本業務では、本市や周辺市町村の現状等を十分に把握・理解したうえで、本市の要望に沿った計画づくりを進めることが求められる。また、本計画には、障害福祉に関する専門的知識や計画策定の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野に入れた計画づくりが必要であるため、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定について、受託実績を3件以上有していることを要件とする。（調査業務のみの策定実績は対象外とする。）
- ・過去5年間（令和2年度～令和6年度）に保健福祉分野に関連する計画策定受託実績の提出を参加申込書提出時に求める。なお、保健福祉分野に関する計画とは、地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、健康増進計画、子ども・子育て支援事業計画のいずれかを想定している。
- ・安芸市個人情報保護法施行条例に基づき、適正な個人情報の取扱いを行うこと。また、本業務では個人情報を扱うため、情報セキュリティマネジメントシステムISMS認証または一般財

団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク認証を取得しているとともに、3回以上更新履歴があること。(法人認定ではない担当者の個人資格は対象外とする。) 個人情報の取扱いについては、細心の注意を払うとともに、委託業務処理に際して知り得た事項については、他に漏らすことのないよう秘密保持を遵守すること。